

一般社団法人慶應義塾大学医学部外科学教室同窓会（刀林会）
刀林賞規則

第1条(目的)

本規則は、一般社団法人慶應義塾大学医学部外科学教室同窓会（以下「本法人」という）刀林基金規定第2条第1項に基づき、刀林基金による刀林賞事業の円滑な運営を目的とする。

第2条(対象)

刀林賞は、本法人会会員の、以下のいずれかの事項における優れた業績に対して授与されるものとする。

- (1) 臨床的研究
- (2) 臨床上、有用な基礎的研究
- (3) 医学上の社会活動に関する研究
- (4) 本会の発展に著しく貢献したと考えられる業績

第3条(刀林賞の種類)

- 1 刀林賞は、刀林会刀林賞及び刀林会奨励賞とする。
- 2 刀林会刀林賞は、毎年1編以内とし、副賞として50万円を授与する。
- 3 刀林会奨励賞は、毎年2編以内とし、副賞として10万円を授与する。

第4条(応募資格)

刀林賞は、次の条件に該当する会員・業績を、選考の対象とする。ただし、第2条第3号及び第4号の対象者に関しては、次の第1号及び第4号の事項は条件から除外されるものとする。

- (1) 査読システムのある医学雑誌に、当該選考年の11月30日までの直近2年間に、掲載又は掲載確定となった学術論文の筆頭著者とする。
- (2) 応募は1人1編とする。
- (3) 症例報告は応募の対象とならない。
- (4) 刀林賞受賞歴のない者。
- (5) 刀林会会費完納者。

第5条(応募条件)

- 1 応募者は、毎年7月1日より11月30日までの間に、別に定める応募用紙を用いて応募する。
- 2 前項記載の応募用紙は、本会ホームページ記載のものをダウンロードして用いる。

- 3 第1項の応募においては、応募者の指導者又は指導教授1名の推薦状(応募用紙中の書式による)を要する。ただし、第2条第3号及び第4号の対象者に関しては、本法人会理事又は監事1名の前記書式による同様推薦状とする。

第6条（選考方法）

- 1 受賞者は、刀林賞選考委員会による推薦ののち、理事会及び社員総会の承認を経て、全員集会で報告・表彰される。
- 2 刀林賞選考委員会は、本法人が別に定める同委員会規則によって運営される。
- 3 刀林賞選考基準は、学問的有用性、独創性、臨床への貢献度等の総合的評価による。

第7条（受賞者の義務）

受賞者は、前条の表彰に引き続き、受賞業績を発表するとともに、『刀林』にその概要を掲載しなければならない。

第8条（規則変更）

本規則は、本法人の理事会の議決を経て、評議社員総会の承認を受け、変更することができる。

附則

- 1 本規則は、平成27年1月30日に施行
- 1 本規則は、平成28年6月18日に施行
- 1 本規則は、令和4年7月16日に改定